

令和6年度

## なは SDGs 推進事業

(多様なつながり地域づくり)

### 【 助成事業 募集要項 】

< 募集期間 >

令和6年7月 10 日(水)～8月 13 日(火)17 時

< お問い合わせ先 >

事業受託者

NPO 法人 まちなか研究所わくわく (小阪・下地)

TEL 098-861-1469

Email: office@machiwaku.com

担当課

那覇市 市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センター(渡嘉敷・山田)

TEL 098-861-5024

Email: C-KATU005@city.naha.lg.jp

## 1 目的

市民・企業・団体等(以下「事業者」という。)の SDGs(※1)達成につながる協働の事業に助成金を交付し、社会課題の解決や社会価値の向上又は創造によって、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とします。また、まちづくりの新しい手法 SIB(※2)を用いて本市における SDGs の活動を推進するため、那覇市版 SIB の構築を図ります。

那覇市版 SIB は、上記の目的を達成しようと、様々な取り組みを事業者が展開しようとするときに、多くの市民参画により目的達成に向かっていくことが重要だとして、事業に必要な資金調達の仕組みを活用し、市民の出資による応援のもと、地域内で実施される事業を支援することを企図としています。

今年度は那覇市版 SIB の実現に向けた準備検証に関する助成金を交付します。

(※1) SDGs ... SDGs(エスディーゼーズとは)、国連が、「誰一人取り残さない」という理念の下、2030年を達成年限に、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)として定めた、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する 17 の目標。

(※2) SIB ..... Social Impact Bond(ソーシャルインパクトボンド)とは、事業者が、資金提供者から調達した資金をもとに事業を行い、あらかじめ設定した成果目標を達成できれば、行政が資金提供者へ交付金を支払う成果志向の取り組み。

## 2 提案を募集する事業

提案を募集する事業は、次の(1)～(5)に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 取り組み事業が SDGs の 17 の指標のいずれかにつながること
- (2) 社会課題に対するこれまでの取り組みにおける新たなチャレンジとなるもの
- (3) 事業を通じて目指す「実現したい将来の地域の姿」が明確で、多くの人の共感を呼ぶこと
- (4) 地域団体と協働(※3)して課題に取り組むこと
- (5) 事業に継続性があること

(※3) 協働 .....多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取り組むこと

### 3 応募者の要件

(1) 応募者の要件は、主に市内で活動する次の各号に掲げる者で本事業の目的を理解する者であること。

- ① NPO 法人、一般社団法人、株式会社などの法人もしくは任意の市民活動団体
- ② 構成員が3名以上であること
- ③ 団体の規約等を有していること

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、応募できない。

- ① 政治、宗教を目的とする者
- ② 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する者、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある者
- ③ 公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある者

(3) 同一の事業内容で他の公的助成もしくは民間助成を受ける者又は受けることが決まっている者

### 4 対象となる事業の実施

助成事業交付決定の日から令和7年1月31日(金)までとする。

### 5 助成金

助成の交付内容は以下のとおりとする。

- (1) 助成額 1件につき上限50万円
- (2) 助成率 助成対象経費の10割以内
- (3) 対象経費 人件費(役員報酬除く)及び事業費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託費・外注費、使用料・賃借料、備品費、その他効果的に事業を執行するために必要な経費(家賃除く))

### 6 応募の方法等

応募の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スケジュール

- ・ 募集開始 令和6年7月10日(水)
- ・ 募集説明会 // 7月19日(金)19時～21時
- ・ 募集相談会 // 7月16日(火)～8月9日(金)
- ・ 募集締切 // 8月13日(火)17時まで(必着)
- ・ 選考会 // 8月28日(水)午後 予定
- ・ 交付決定 // 9月上旬 予定

(2) 募集期間

令和6年7月10日(水)から8月13日(火)17時まで(必着)

(3) 募集説明会

日時:令和6年7月19日(金)19時～21時

場所:なは市民活動支援センター(那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ2階)

(4) 募集相談会

日程:7月16日(火)～8月9日(金)間の以下の日程で実施

火曜日 14～16時 7/16、7/23、7/30、8/6

金曜日 16～18時 7/26、8/2、8/9

場所:なは市民活動支援センター(那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ2階)

(5) 応募書類

次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 1) なはSDGs推進事業助成金交付申請書(第1号様式)
- 2) 事業計画書(第1号様式の2)
- 3) 収支予算書(第1号様式の3)
- 4) 団体概要書(第1号様式の4)
- 5) 定款、規約、会則等の写し
- 6) 直近年度の決算資料(既存団体のみ)
- 7) その他提案内容を説明する書類(任意様式)

(6) 応募書類の提出先

那覇市 市民文化部まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センター

(那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ2階) TEL 098-861-5024

## (7) 応募書類の提出方法

那覇市 市民文化部まちづくり協働推進課 又は市民活動支援センターに直接提出とします。(ただし、第 6 条(3)の募集説明会、(4)の相談会のいずれかに参加した者については郵送での提出も可能とします。)

## 7 事業の採択

事業の採択は、書類選考に加え、有識者等で構成するプレゼンテーション形式の選考会により行う。なお、選考の過程で必要に応じてヒアリングを行う場合がある。次の審査基準により審査を行い、最も優れた者から予算の範囲内において決定し、採択者には書面で結果を通知する。なお、審査基準等は次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 審査基準

- ア SDGs 達成への貢献可能性
- イ 新規性（団体にとっての新しいチャレンジ）
- ウ 地域のニーズとの適合性と事業への共感性
- エ 地域団体と協働して課題に取り組む提案である
- オ 事業に実現性があり、将来に向けての継続性がある

### (2) 採択件数(予定)

2件以内

### (3) 選考会

日時:令和6年8月 28 日(水)午後 予定

場所:なは市民活動支援センター(那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ2階)

## 8 事業の実施

採択事業者は、事業の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 提案時に設定した事業終了時の成果目標を達成することを目指して事業を実施するものとする。ただし、成果目標の設定については、提案時に事業者自らが設定した内容を基に、有識者等を交えて検討を行い、最終的に決定するものとする。

- (2) 事業実施期間中、専門家の相談を受けられる機会を設けるので、事業目的の達成に向けた相談やアドバイスを求めるなど、この機会を有効に活用して事業を進めること。
- (3) 成果目標の達成状況等を確認するため、成果報告会を開催する。なお、成果報告会の開催時期・手法は、別途提示する。
- (4) 事業に係る経理状況は明確にしておくこと。

## 9 なはSDGs推進事業の計画

本事業では、助成事業に対し、2年度間の資金支援と伴走支援を計画しています。

- (1) 助成事業1年度目は、市からの直接助成及び助言・相談対応、地域円卓会議実施などの伴走支援を行います。次年度2年度目(令和7年度)の那覇市版SIBの活用に向けての準備(調査・実証)期間として位置づけています。
- (2) 助成事業2年度目は、那覇市版SIBによる支援を行う想定です。また、2年度目においても助言や相談等、専門家等からの支援実施を想定しています。
- (3) 上記(2)の支援については、令和7年度に係る予算の成立が前提となります。このため、令和7年度に係る予算の成立・確保ができなかった場合は、本助成事業を延期、又は中止する場合があります。

## 10 事業受託者

NPO 法人 まちなか研究所わくわく TEL 098-861-1469 Email office@machiwaku.com

## 11 担当課(応募書類提出先)

那覇市 市民文化部まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センター

( 那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ2階 )

TEL 098-861-5024 Email C-KATU005@city.naha.lg.jp